

令和7年度愛知高等学校入学納付金減免実施要領

1 趣 旨 本校においては、愛知県から入学納付金補助金の交付を受け、この実施要領により入学納付金の一部を減免します。

2 減 免 対 象 者 今年度に入学者で次の2項のいずれにも該当する場合です。
(1) 令和7年4月1日に、生徒及びその保護者等がともに愛知県内に住所を有すること。
なお、令和7年4月30日までに生徒及びその保護者等がともに愛知県内に転入した場合は、補助対象とします。
保護者等が転勤等により県外に住所を移し、単身で生活することを常況としている場合で、生徒と生活を共にする者の生活の本拠が県内にあるときは、当該保護者等が県内に住所を有しているものとみなします。
(2) 保護者等の所得が、下表の基準に該当するものであること。

3 所 得 基 準

区分	所 得 基 準
甲	課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額（※）が212,700円未満の世帯
乙	課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額（※）が270,300円未満の世帯

(※) 政令指定都市（名古屋市等）の場合、市民税の課税標準額×0.06－市民税の調整控除額×3/4。

4 減 免 する 額 と 時 期 本校では、原則として次のとおり入学納付金の減免を実施します。

区分	減免する額	減免する時期	備 考
甲	150,000円	7月に登録口座へ 還付します	入学納付金がそれぞれの区分の減免額を下回る場合は、入学納付金を限度として減免を行います。
乙	100,000円		

5 減 免 を 申 請 する 手 続 き (1) 減免申請書は、令和7年4月15日（火）までに本校事務室へ提出してください。
(注) 申請期限後の申請は受付できません。
(2) 減免申請書は、保護者等が直接持参されるか、または生徒に持参させてください。
(3) 減免申請に必要な書類は、次のとおりです。
ア 入学納付金減免申請書
イ 市区町村長の発行する課税証明書（令和6年度の「課税標準額」及び「市町村民税の調整控除額」の記載のあるもの）
ウ 保護者等が、県外に住所を移し、単身で生活している場合は、そのことを証明できる書類（勤務先の発行する勤務地及び勤務期間を証する書類、保護者等の住民票及び対象生徒及び同居する親族の住民票等）
(注) 愛知県私立高等学校等授業料軽減事業でイ・ウの書類を提出された方は、省略できます。
(4) 海外単身赴任中で所得を証明する書類が提出できない方は、本校事務室まで申し出てください。

6 減 免 の 決 定 申請に基づき慎重に審査の上、減免の可否を決定し、その結果を通知します。

8 減 免 の 取 消 し (1) 減免の決定を受けたのち、減免を受ける要件を欠く事情が生じたときは、減免額の全部又は一部の取消をしなければなりませんので、速やかに申し出てください。
(2) 偽りの申請をしたとき、その他入学納付金を減免することが不相当である事実がわかったときは、減免の決定を取り消します。既に減免した入学納付金は、本校へ納入していただきます。

9 秘 密 の 保 持 本校は、この事業に関して知り得た事実を他に漏らしたり、生徒の将来の進学、就職に影響させたりするようなことはいたしません。

10 そ の 他 詳細は、本校事務室へお問い合わせください。